

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成24年7月2日(月)午後3時から開催された第21回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄, 池田宏行, 大石晴久, 河合健司, 五條堀孝, 小長谷洋, 鈴木敏弘, 内藤孝二, 中山祥乃, 原田保孝, 安岡元彦, 渡邊良子(五十音順, 敬称略)

議事

1 所長挨拶

2 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

3 自己紹介

4 委員長の選任

互選により, 五條堀委員が委員長に選任された。

5 委員長代理の指名

五條堀委員長の指名により, 河合委員が委員長代理とされた。

6 委員会の運営に必要な事項

地方裁判所委員会規則第9条に規定する委員会の運営に関し必要な事項について, 次のとおり確認した。

- ① 部会の設置について, 部会は当面置かない。
- ② 委員会の招集について, 委員会の招集は委員長が行う。
- ③ 委員会の成立要件について, 委員会の成立要件は設けない。議決は委員の過半数による。
- ④ 議事及び議事録の公開について, 議事は原則として非公開とする。必要が生じた場合には別途検討する。議事録は, 概要を作成し, 裁判所のホームページに掲載する方法で公開する。この場合において, 発言者名は記載しない。

7 テーマについての意見交換

司法制度改革により裁判員制度を始めとしてさまざまな改革が行われる中, 地方裁判所委員会は, 国民の意見や改善案を裁判所に示していくことが役割であると考え。そのための意見交換に当たっては, テーマに基づいて行うのがよいと思われるが, テーマについて意見はあるか。

今回, ほとんどの委員が替わったため, まずは, 民事や刑事の裁判を傍聴した上で意見交換等を行うのが, 導入としては良いと思うがどうか。

傍聴するにしても, 裁判のことを知らないのので, 知識がないと意見交換をしにくいと思う。

次回は, 民事事件と刑事事件の裁判について, 概要の説明を受けた後, それぞれを傍聴の上, 意見交換等を行う。

8 意見交換

過去の議事録を読むと、法廷に花瓶があった方が良いという意見と、一方では、いざというときに危ないという意見など、さまざまな意見があった。現段階で委員の方々から意見や質問などはないか。また、法曹の委員からお話ししたいことはないか。

今回、裁判所に行くとき家族に話したところ、裁判員になったのかと言われ、まるで悪いくじに当たったかのような感じであった。また、私自身も静岡地方裁判所がどこにあるのかも知らなかった。しかし、委員を受任するに当たって交付された資料やこれまでの議事録を読むと、私の持っている裁判所のイメージと違うことが分かったので、もっと裁判所のことを知らなければならないと改めて思った。いろいろなことを教わり、意見を述べていけたらと思っている。

仕事の関係でいろいろな契約書を読む機会があり、それには裁判所のこと書かれているため、法律的なことは知っている。しかし、周囲に裁判員経験者もおらず、知り合いにも裁判所関係の者がいないため、裁判所についてはピンとこないこともあるし、この静岡地方裁判所にも地裁委員の受任の関係で書類を届けるために初めて入ったというくらい、実生活では裁判所には縁がなかった。これまでの地裁委員会のテーマには裁判員裁判を取り上げたものが多いが、それだけ裁判員制度が話題になっているのだと思う。今後は、自分の考えを述べていきたいと思っている。

開かれた裁判所といいながらも一般市民から見れば、裁判所とは一体何なのか分かりにくい。地裁委員に決まってからは、裁判のことについて新聞等を意識して読むようになり、そうすると、判決なども分かりやすい言葉を使っているなど、裁判がだんだん変わってきているということが分かってきた。興味を持てば裁判所のこと分かるようになるが、一般の人には理解されていないことも多いと思う。裁判所がどうあるべきかは難しい問題だが、私なりに質問をし、意見をしていきたい。

裁判所のことを一般市民に分かりやすく伝えるために、例えば、ゲストスピーカーを招いて、具体的な裁判についての説明を聞き、リアリティーのあるイメージの下で意見交換をするのも良いと思う。

ゲストスピーカーを招いてお話を伺うということもしていきたい。

法律用語などは、難しいというイメージがある。裁判員裁判についての報道が多くされるようになったので、そこからの情報は入ってくるが、裁判員裁判は重大な事件についてのみ行われるため、他の裁判に関する情報はなかなか入ってこないの分からない。この委員会では、消費者の立場から一般的な言葉で意見を述べていきたいと思っている。

これまでの裁判所の印象というのは、暗くて、汚くて、敷居が高いというものだった。しかし、ここ数年は変わってきており、浜松支部はきれいになったし、法律用語の使い方も改善されて分かりやすくなってきている。日常の中の裁判所という視点から意見ができればと思っている。

新任の委員には、裁判はどのような流れで行われているか、何をやっているかということ、まずは知ってもらった上で、意見を出してもらうのが良いと思う。刑事事件の弁護人をやっていると、あんな悪い奴にどうして弁護士が付くのかと言われることがあるなど、我々の立場を説明しても理解してもらえないことも多い。委員の方々には、まずは裁判傍聴をしてもらい、弁護人の役割などの実情を知ってもらえたら、わ

れわれ弁護士のことについても理解してもらえと思う。

一般の委員の中には裁判所のことをよく知らないという方もいたが、裁判官よりも弁護士のほうが人数が多いし、また、弁護士はいろいろな場面で顔を出しているのだから、弁護士のほうがまだ身近な存在だという気がする。静岡地方裁判所には何人の裁判官がいるのか、沼津、浜松、静岡家裁には何人の裁判官がいるのかなど、基礎的なデータを提示してもらい、これらを委員の方々に知っておいてもらいたいと思っている。また、裁判官が1年間に扱う事件の数は何件なのかということや、裁判所では裁判だけでなく労働審判や調停なども行われているということなど、一般的なことを基礎知識として知ってもらった上で傍聴すると、より分かると思う。

地裁委員会が取り扱うテーマは、司法制度全体とかなり広いものではあるが、例えば、身近なところでは、交通事故の被害に遭うなどで裁判所の利用者となったときに、司法制度をどう利用したらよいか分からないということがあられると思う。弁護士に相談すればよいのだろうが、その弁護士をどう選んだらよいか分からないということもあると思うので、司法の使い勝手についてユーザーの視点から意見交換することも非常に意義のあることだと考える。また、このような便宜に供するために法テラスが設置されたという経緯もあることから、裁判所に関係する組織にどのようなものがあるのかなどについても、意見交換ができたらと思っている。

刑事裁判や民事裁判などで司法を利用するという、ユーザーという視点は、とても大切なことだと思う。

学者なので司法とは直接関係ないが、DNA鑑定をしていることから、ある殺人事件の裁判の証人となったことがある。司法の単なる一断面ではあったが、病院とはまた異なる意味での生と死に関わるものであったと思っている。

先ほど、ある委員から、重大な事件は裁判員裁判になるという話があったが、過去の議事録には、裁判員裁判の量刑について、裁判官と裁判員とでは異なるということが記載されていた。このことの善し悪しについてはともかく、国民には、裁判員裁判という裁判に参加する場面があり、一方では、別の委員が話していたように、ユーザーという裁判を利用する場面もある。この委員会からは、このような両面からの意見が出されると、議論の形としてもよいと思う。

裁判員制度は平成21年5月から実施され、3年が経過した。裁判員候補者として裁判所に来られる方は、裁判所が初めてで裁判のことは全く知らないという方がほとんどである。私は裁判員裁判をこれまでに24件担当し、200人以上の裁判員等といろいろな話をしてきた。先ほど、国民はユーザーであるという話もあったが、これまでの経験から思うのは、司法は、本当にサービス業だということである。裁判員裁判では、裁判官は、初めて裁判に関わるという方々に対し、裁判という深刻な話をしなければならず、そこで分かりやすい裁判を行うためには、裁判官は意識を変えざるを得ない。これまで、裁判員裁判や地裁委員会を通じて、いろいろな話を伺ってきた。これからもいろいろな意見をいただけたらと思っている。

我々は裁判所としていろいろな努力をしてきたつもりではあるが、それは我々の目線で行ってきただけではないかと思う。裁判所は、一般の方々には敷居が高い場所なのだということを改めて実感した。裁判官は特殊な世界の人間だと思われることがあ

るかもしれないが、裁判官はもっと身近であるべきだし、身近な裁判所となる必要があると思っている。そのために委員の方々には、忌憚のない意見をお願いしたい。

9 施設見学

静岡地方裁判所の施設見学を行った。

開廷表には民事事件の予定が多く載っていたが、事件の中身によっては審理の時間が長くなったり短くなったりすることもあると思う。審理にかける時間はある程度決まっているために、結論が出なくても時間が来たら終わりということになるのか。

時間になったら終わりということはない。証拠調べなどでは、もう一回裁判を開いてその続きを行っており、また、通常の裁判でも時間配分をして行われている。

10 次回テーマ

法廷傍聴及び意見交換を行う。

11 次回期日

追って調整